

2019年9月25日

お客さま 各位

株式会社イーネットワークシステムズ

台風15号に伴う停電地域にお住まいのお客さまに対する特別措置について

このたびの台風15号に伴い被災されたお客さまに心から謹んでお見舞い申し上げます。
弊社は、台風15号に伴う停電の影響で災害救助法が適用された地域および隣接する地域において、被災されたお客さま等からのお申し出を受けた場合に、下記の特別措置をさせていただきます。

1. 対象地域

災害救助法適用地域：

【千葉県】

千葉市中央区・花見川区・稲毛区・若葉区・緑区、銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡神崎町、香取郡多古町、香取郡東庄町、山武郡九十九里町、山武郡芝山町、山武郡横芝光町、長生郡一宮町、長生郡睦沢町、長生郡長生村、長生郡白子町、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町、安房郡鋸南町

<上記地域に隣接する地域>

茨城県：潮来市、稲敷市、神栖市、稲敷郡河内町、北相馬郡利根町

千葉県：千葉市美浜区、習志野市、柏市、八千代市、我孫子市、白井市、夷隅郡御宿町

2. 主な特別措置内容

①支払期日の1ヵ月延長

・2019年9月分、10月分および11月分の電気料金について、支払期日を1ヵ月間延長いたします。

②不使用月の電気料金の免除

・被災日から引き続き全く電気を使用していない場合には、被災日が属する月分の次の月分の電気料金から6ヵ月間に限り、電気料金を申し受けません。

③工事費の免除

・被災日から引き続き全く電気を使用されないうで契約を解約され、2020年3月末日までに新たにお申し込みをいただいたものについては、原則として工事費は申し受けません。

④被災により使用できなくなった設備の基本料金免除

・災害により電気設備が一時使用不能となった場合、2020年3月末日までの間は、復旧するまで使用ができない設備に相当する基本料金は申し受けません。

⑤計量器等の取付工事費の免除

・引込線、計量器などの取付位置を変更される場合で、2020年3月末日までにお申し込みをいただいたものについては、原則として初回の工事費は申し受けません。

3. 特別措置の申込み方法

この特別措置の適用を希望されるお客さまは、弊社コールセンターまでお問い合わせください。(0120-491-710)